

## 事業評価書

補助事業名	医療に関する事業:妊婦健康診査基金							
補助事業者名	武蔵村山市							
実施場所	東京都内医療機関							
補助事業の成果の目標	<p>「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布について(厚生労働省通知、平成27年4月1日付雇児母発0401第1号)」によると、妊婦健康診査の実施時期及び回数は、妊娠初期から分娩までに14回程度行うものとされている。また、近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性及び必要性が一層高まっている。</p> <p>このことから、妊婦健康診査について、経済的負担の軽減を図るとともに、母体と胎児の健康管理を充実させることで、妊婦が安心して出産できる体制を確保する。</p> <p>【参考指標】 令和7年度妊婦健康診査延受診者数(1回目～14回目):4,294人</p>							
補助事業の内容	市内に居住する妊婦に対して妊婦健康診査受診票を14枚(14回分)、妊婦超音波検査受診票1枚、妊婦子宮頸がん検査受診票1枚、妊婦歯科健康診査受診票1枚を交付する。							
補助事業の始期及び終期	基金の造成:平成23年度から令和17年度 基金の処分:平成24年度から令和18年度							
事業費及び交付金額	年度	基金造成額				基金 処分類	基金 残額	継続事業に 要した額
		交付金	市町村費	運用益	計			
		円	円	円	円	円	円	円
	23	20,000,000		0	20,000,000	0	20,000,000	0
	24	41,000,000		0	41,000,000	15,700,000	45,300,000	15,781,848
	25	37,909,000		17,200	37,926,200	18,900,000	64,326,200	38,560,790
	26	12,521,000		0	12,521,000	18,900,000	57,947,200	32,787,132
	27	22,428,000		0	22,428,000	18,900,000	61,475,200	29,868,190
	28	17,730,000		0	17,730,000	18,900,000	60,305,200	33,271,356
	29	10,000,000		0	10,000,000	18,900,000	51,405,200	32,293,878
	30	82,489,000		0	82,489,000	32,000,000	101,894,200	34,826,829
	元	25,197,000		0	25,197,000	32,000,000	95,091,200	34,190,914
	2	26,728,000		0	26,728,000	32,000,000	89,819,200	33,191,401
	3	20,000,000		0	20,000,000	32,000,000	77,819,200	32,105,415
4	20,000,000		0	20,000,000	29,000,000	68,819,200	29,970,357	
5	20,000,000		0	20,000,000	25,000,000	63,819,200	26,831,287	
6	20,000,000		0	20,000,000	25,000,000	58,819,200	25,237,852	
7	26,769,000		0	26,769,000	25,000,000	60,588,200	25,053,443	
補助事業の成果及び評価並びに地域住民への周知の実施状況	<p>【補助事業の成果及び評価】 妊婦健康診査公費負担が無いことによる経済的負担について、妊婦健康診査受診票を配布した妊婦に対しアンケート調査を実施したところ、80.1%の妊婦が「妊婦健診費用一部助成により、経済的な負担が軽減される」と回答していることから、妊婦健康診査を助成することにより、妊婦の経済的負担の軽減が図られ、安心して出産できる体制が確保されていると判断する。</p> <p>【地域住民への周知の実施状況】 ・市報及び市ホームページに掲載。市報への掲載は令和8年7月号を予定。 ・妊娠届出時に配布する「妊婦健診のご案内」に調整交付金事業である旨を記載した。</p>							
事業の改善措置及び今後の対応	無							
事業の評価に際しての第三者機関の活用の有無	無							

注:1 基金事業の場合には、事業費及び交付金額の欄に、年度ごとの基金造成額(交付金・市町村費・その他・運用益・計)、基金処分類及び基金残額についても記載すること。

2 事業の評価に際して第三者機関を活用した場合は、当該第三者期間の名称及び構成員等を記載すること。